

平成28年度 鶴岡市児童福祉審議会（鶴岡市子ども・子育て会議）会議録

- 日 時 平成29年3月16日 午後1時30分～3時00分
- 会 場 鶴岡市総合保健福祉センター（にこ・ふる）3階 大会議室
- 出席委員
佐藤清光／五十嵐 崇／須田正明／菅原光輝／平山昌子／佐藤以中／櫻井好和／池田俊治
／本間積／小野俊孝／佐藤丈六／中村政子／押井五月／青木道雄／手塚利／清野美智夫／
佐藤節子
- 欠席委員 小野寺規朗／佐藤美奈子／佐藤千恵
- 市側出席職員
健康福祉部長 相澤康夫／子育て推進課長 國井儀昭／福祉課長 齋藤 功
健康課長 原田真弓／子育て推進課主幹（兼）子ども家庭支援センター所長 太田アイ
藤島庁舎市民福祉課長 叶野明美／羽黒庁舎市民福祉課長 押井新一／櫛引庁舎市民福祉課
長 天然せつ／朝日庁舎市民福祉課長 佐藤美鈴／温海庁舎市民福祉課長 五十嵐浩一
子育て推進課長補佐 渡会健一／同主査 五十嵐亜希／子育て推進課子育て推進専門員
木村廣子／同子育て推進専門員 齋藤健一／同専門員 瀬尾剛志／同主事 門間久幸
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人
- 協議・報告事項
 - (1) 鶴岡市 子ども・子育て支援事業について
 - ① 特定教育・保育施設等の利用定員について 資料No.1
 - ② 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 資料No.2
 - (2) 平成29年度保育所等の入所状況について 資料No.3
 - (3) 平成29年度鶴岡市児童福祉施策について 資料No.4
 - ・ 保育料の改定について（国基準・市保育料） 資料No.5
 - (4) 児童福祉法の改正について 資料No.6

1 開 会

事務局（渡会課長補佐）

ただ今から平成28年度 第1回鶴岡市児童福祉審議会を開会いたします。
初めに、委嘱状の交付を行います。

2 委嘱状交付

この度は、委員の更新時期になっており、委員全員が委嘱状の交付を受けますことから、すでに机上に配布しております。

事務局（渡会課長補佐）

委員の皆様どうぞよろしくお願いたします。

委員の任期は2年となっておりますが、この審議会は地方版の「子ども子育て会議」の役割も担うこととしております。任期につきましては、前任者の任期満了後の期間としており、平成30年3月15日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

この会議の開催につきましては、市のホームページに掲載しております。傍聴も可能としておりますが、本日は傍聴の方はお見えになっておりません。また、前回と同様に、この会議資料と会議録につきましては、後程、市のホームページで公表することとなっておりますので、ご了承ください。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前に資料を郵送させていただきました、次第、鶴岡市児童福祉審議会条例、委員名簿、特定教育・保育施設等の利用定員について資料No.1、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について資料No.2、平成29年度の保育所等の入所状況について資料No.3と、この度新規に委員になられました方々には「子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK すくすくジャパン」と「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」をお送りしております。皆様ご確認をお願いいたします。

次に本日お配りいたしました資料の確認をお願いします。座席表、資料No.2の修正版、資料No.4からNo.6までとなっております。「子育て支援ガイドブック28 おおきくなあれ」もつけてございますので、参考にいただければと思います。なおこの会議ですが、予定としまして午後3時までに終了したいと考えております。それでは、次に次第3、健康福祉部長より挨拶を申し上げます。

3 挨拶（相澤健康福祉部長）

鶴岡市健康福祉部長の相澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃から、委員、関係機関、関係団体の皆様からは、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜りまして改めて感謝を申し上げます。また、このたびは委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

すでに皆様ご承知のとおり、急激な少子高齢化、そして社会構造の変容などによりまして、市民生活を支える基盤に様々な変化がみられ、これらに関連した市民の生活課題が増加して、その内容も複雑、多様化かつ深刻化しており、社会保障制度や各種福祉施策は益々重要性を増しているところであります。

国では2025年の超高齢社会に対応するため「社会保障と税の一体改革」として、特に「少子化対策」「医療制度」「介護保険制度」「年金」の4分野について制度の抜本的な改革が進められており、地域の実態を見失うことなく、このような制度変革に適切に対応していくことが本市にとって大きな課題となっております。

本市では、「子育てするなら鶴岡」となるように、多子世帯における保育料の第3子以降の無料化につきまして、本市独自に平成28年度より年齢要件を小学生以下から18歳未満まで拡大をいたしました。また平成26年度からは中学3年生までの医療費自己負担完全無料化を実施しており、子育て環境の整備促進を図っているところであります。

また、総合計画や鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略など市の重点施策と連動した形で

対策を推進するとともに、市民の生活課題に適切に対応できる制度、システムの効率的、安定的な運営の実現に向けて、「第6期介護保険事業計画」「第4期障害福祉計画」「地域福祉計画」を策定するとともに、「子ども・子育て支援事業計画」、これらの推進に取り組んで参りました。

平成27年4月に施行されました子ども・子育て支援新制度への適切な対応により、子育てを社会全体で支援する環境整備と子育て支援施策の強化を図っているところでございます。

子ども・子育て支援事業計画が5ヵ年の中間年に当たります29年度に、事業の進捗に合わせて、計画の見直しを行って参りたいと考えております。

委員の皆様方には、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

審議会の成立

事務局（渡会課長補佐）

委員の紹介の前に、委員より本日の審議会の欠席の連絡を委員名簿2番小野寺規朗委員、4番佐藤美奈子委員、8番佐藤千恵委員よりいただいております。本日の審議会は委員20名中17名の出席で、「鶴岡市児童福祉審議会条例 第7条第2項」の規定により、本会議は成立することを申し上げます。

4 自己紹介

事務局（渡会課長補佐）

それでは、皆様から自己紹介をお願いいたします。審議会委員お手元でございます名簿の順でお願いいたしますが、簡単に頂戴したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員自己紹介

5 委員長・副委員長選出

続いて、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。皆様いかがいたしましょうか。

委員 「事務局一任」

事務局一任という声がありましたが、事務局で推薦してもよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

それでは、事務局案としまして、委員長に櫻井好和氏、副委員長に佐藤以中氏を推薦したいと思います。よろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

それでは、櫻井委員長と佐藤副委員長よりごあいさつをいただきます。

委員長挨拶（櫻井委員長）

只今、委員長の指名を受けました櫻井です。昨年度もやってきたわけですが、鶴岡市の子どもたちも減ってきているわけで、鶴岡市の児童福祉をもり立てていきたいと考

えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

副委員長挨拶（佐藤副委員長）

昨年度も役をやった関係で副委員長を引受けることとなりました。委員の皆様方とともに鶴岡市の子どもたちの健やかな成長のために、委員長をサポートしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局（渡会課長補佐）

有難うございました。委員長、副委員長どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、協議・報告事項に入らせていただきますけれども、ここからは審議会条例第7条の規定によりまして櫻井委員長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

6 報告・協議 <議長：櫻井委員長>

議長

それでは、協議事項について（1）鶴岡市子ども・子育て支援事業についての①特定教育・保育施設の利用定員の変更について説明をお願いします。

事務局（五十嵐主査）

「①特定教育・保育施設等の利用定員について」を資料No.1に沿って説明

議長

ただいまご説明がありました、「①特定教育・保育施設等の利用定員について」ご意見がございましたらお願いします。

議長

特に何もありませんので、このように進めさせていただきます。

では、次に②の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてお願いします。

事務局（木村子育て推進専門員）

「②子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」を資料No.2に沿って説明

委員

P4の（8）一時預かり事業の見込みは幼稚園における在園児を対象として記載されているが、実績としては幼稚園だけではないと思われるが。

事務局（木村子育て推進専門員）

（８）では認定こども園を含む１号認定の子どもについて、在園児を対象とした一時預かり事業の見込みとして記載したのもで、保育園では保育時間を延長して預った場合、延長保育事業としてP2の3の（２）で見込んでいるところです。

事業計画では幼稚園（認定こども園含む）の教育時間を超える部分の見込みも記載することになっているため、このような表記をしているものです。

委員

わかりました。もう一点ですが、トワイライトステイについてわかりやすく説明をお願いしたい。

事務局（門間主事）

国の事業では子育て短期支援事業と言い、ショートステイとトワイライトステイに分かれています。保護者が疾病や冠婚葬祭等で子どもの面倒を見ることが出来ない場合、児童養護施設や乳児院で一時的に最大7日間お預かりするものです。ショートステイが最大7日間でトワイライトステイは保護者が仕事等で夜間や休日に利用するものです。

委員

七窪恩恩園でもお受けする場合がありますが、急に子どもを見る手がなくなったとか、数時間、半日程度利用したいという需要は結構高いのではないかと思います。そういう意味では、利用者に分かりやすい広報を心がけていただければと思います。

議長

他に質問ある方は。

委員

P2の3の（３）の放課後児童クラブの量の見込みについて、平成28年度でみると実際の登録人数が見込みを大きく上回っていますが、見込みというのは当初計画の数なのか、現状に応じて変えていく数なのか、お聞きしたい。

これらの表から何を読み込んだら良いのか、何を考えたらいいのか大変分かり難いと感じた。

事務局（木村子育て推進専門員）

ご指摘いただきましてありがとうございます。

資料No.2の表の枠内は平成27年3月に作成された計画を抜粋したもので、アンケート調査などの結果を踏まえ、当時の見込みを5カ年計画としてまとめたものになります。その後の実績や人口の動態についても差異が生じるだろうということで、中間年度の平成29年度に10%以上の乖離がある場合には、必要に応じて見直すとしております。

放課後児童クラブで見えますと、計画策定時には平成27年度の登録者見込数は1,262人で

あったが、実際の登録者数は1,360人だった。平成28年度も見込みよりも多く登録されていることを示しているものです。

委員

平成29年度に見直しをするということで、理解しました。

議長

全体的に見込み数よりも、実績が上回っているものがあるようですので、次回に見直す必要があるということです。

他に質問は。

委員

P6の12の実費徴収に係る補足給付は小中学校でいう要保護、準要保護のような事業と考えてよろしいか。小中学校だと民生児童委員から聞き取りをすることが要件になっていますが、この場合はどのように進めるのかお聞きしたい。

事務局（齋藤子育て推進専門員）

この実費徴収に係る補足給付事業は新制度の施行に伴って始まった事業で、低所得で生活保護の支給認定を受けている家庭が保育所等を利用する際に、教材費や行事の参加費、給食費について助成する事業になります。中国残留邦人等の支援給付世帯も対象になります。

申請は、対象世帯の保護者と在園している施設にご案内をして、実費分の取りまとめを依頼し、市に申請する流れになっています。

委員

この場合、生活保護を受けている児童が対象で、民生児童委員に届出る必要はないということではよろしいか。

事務局（齋藤子育て推進専門員）

対象が保育園、認定こども園に入所している児童で、小学校より上の学年は対象としていないものです。

議長

他にないようですので、次に進めさせていただきます。

では、次に（2）平成29年度保育所入所状況についてお願いします。

事務局（木村子育て推進専門員）

「（2）平成29年度保育所入所状況について」を資料No.3に沿って説明

議長

有難うございました。ただいまご説明がありました、「平成29年度保育所入所状況について」ご質問がございましたらお願いします。

低年齢児の入所は増えているが、3歳以上は若干減っているということですが、また、市街地は定員に達しているが、郊外地は定員に達していない状況が見えるかなと思われます。

(2)についてはこのような状況になっているという説明でしたので、特段何もないようでしたら、次に進みたいと思います。では(3)平成29年度鶴岡市児童福祉施策についてお願いします。

事務局 (國井子育て推進課長)

「(3)平成29年度鶴岡市児童福祉施策について」を資料No.4に沿って説明

事務局 (瀬尾専門員)

「国の保育料軽減策について」を資料No.5に沿って説明
(資料の訂正)

資料No.5のP1の下段の2、3号認定を受けた児童の国基準の変更点の表の変更前の部分で、⑤と⑥の間に「77,101円以上～97,000円未満」の階層が抜けています。

この階層の金額は、⑤の母子父子障害者世帯以外の金額と同じになります。

議長

ただいまご説明がありました、「平成29年度鶴岡市児童福祉施策」、「保育料軽減策」についてご質問がございましたらお願いします。

議長

資料No.5で年齢制限なしと説明がありましたが、これまで何歳までだったのか。

事務局 (瀬尾専門員)

これまでは、2号、3号認定の場合、同時在園の場合の第2子が半額、第3子以降が無料となっています。1号認定の場合は小学校3年生以下のお子さんから数えて2番目のお子さんが幼稚園に入っている場合が半額、第3子以降が無料となっています。

議長

来年度から年齢制限がなくなると考えてよいか。

事務局 (瀬尾専門員)

所得制限がありまして、1号認定では77,101円未満、2号、3号認定のひとり親・障害者世帯以外では57,700円未満、ひとり親と障害者世帯では77,101円未満の場合、第1子の年齢制限がなくなります。

委員

資料No.4のP3の平成29年度の主要事業の14の屋内遊戯施設整備について、民間企業へ補助する目的を教えてください。

事務局（國井子育て推進課長）

屋内遊戯施設の要望は、これまでも非常に多かったわけで、市としても子育て環境の整備、交流人口の拡大を図る上で、施設は必要と捉えておりました。ヤマガタデザイン社（YD社）で同様の計画があることがわかったことから、市の考え方とコンセプトが同じであれば、協力して1つのものを整備したほうが効率的であると判断したものであります。

YD社では、広く市内外の親子の利用に開放していく方針であることから、市の考え方と整合性がとれ、公益性があると判断し、整備費の一部を補助することとしたものです。

委員

2カ年にわたるという説明でしたが、イニシャルコスト（初期費用）だけの補助なのか、ランニングコストや修繕時の費用など現時点では、どのように考えているか。

事務局（國井子育て推進課長）

工期が今年の夏ごろから来年の夏ごろまでの2カ年の計画ということですが、市としてはイニシャルコストに対する補助を考えており、ランニングコストへの補助は考えておりませんが、市民が利用する上で、負担のあり方は考えていきたい。

委員

今の件でもう一点質問しますが、民生委員の児童福祉部会で天童と山形の屋内遊戯施設の視察研修に行ってきましたが、鶴岡市にもあるといいなと思ったのですが、鶴岡の場合は市営でなく民間が運営する施設だと利用する際にお金がかかるのでしょうか。それに対して補助しているのでしょうか。

事務局（國井子育て推進課長）

天童や山形は市が整備し、利用料金も無料としています。ただし運営経費に毎年1億円近く要しているとお聞きしております。民間が運営する場合は利用料金でランニングコストを賄うことになると思われます。使いたいときに使えないとならないよう、市としても予算をかけてでも手立てをして、たとえば市民は無料になるような方策を検討したいと考えております。

議長

他にないようでしたら、次に進みたいと思います。

児童福祉法の改正が平成28年6月にありましたので、その概略の説明をお願いします。

事務局（渡会課長補佐）

「児童福祉法の改正について」を資料No.6に沿って説明

議長

ただいまご説明がありました、「児童福祉法の改正」について、庄内児童相談所所長の方から補足等あればお願いします。

委員（池田所長）

この度の児童福祉法の改正につきましては、非常に大きな改正になっています。特に児童虐待が右肩上がりになって、昨年全国で10万件に達したことを受けて、その対策強化ということで、児童福祉法だけでなく児童虐待防止法や関連する法案の改正が行われたものです。

先ほど説明ありましたとおり、理念を改定したところが非常に大きくて、国連の条約が児童福祉法に反映されていなかったわけで、児童が権利の主体であり、その意見が尊重されるということ、児童の最善の利益が優先されるということを規定されたことが理念の大きな改正でございます。その中で児童の権利を守るために、児童相談所の機能強化、市町村の対応強化、それぞれの役割の明確化し対応するよう規定された。

もうひとつ大きな改定は、「しつけ」と称した児童虐待の防止が初めて法律で規定されたものであります。

児童相談所が求められていることは、弁護士を配置して法的な対応について強化を行い、児童福祉司の職員を増やすことになっています。これに伴って児童福祉司の研修等の質の向上を図ることも必要とされています。

市町村につきましても同様に専門職員を置き、研修等を行うことが義務化されています。

このような形で質を担保して、児童相談所と市町村が連携し、背景が複雑になってきている事案に対応するよう規定されたものであります。

また、子どもを養護施設に措置する権限があるわけですが、なるべく家庭的な環境に帰すことを優先して考えるよう規定され、里親委託の推進についても今回の法改正で謳われております。

議長

ありがとうございました。児童虐待に関して指導相談所の役割が強化されている内容でした。

ただいまご説明がありました、「児童福祉法の改正」について、ご質問がございましたらお願いします。

ないようですので、説明を終わらせていただきます。

その他、皆さんから特別ございませんでしょうか。

委員

その他ということで要望ですが、民生児童委員として学校訪問させていただいたところ、校長先生から発達障害の子どもが増えてきていて、特に1年生2年生でグレーゾーンと呼ばれる

児童が増えて、先生たちも対応に困っているとお聞きしました。このグレーゾーンの児童をサポートできるスクールソーシャルワーカーを各学校に配置していただけないかという要望です。

事務局（学校教育課八渡指導係長）

確かに現状は、委員からお話いただいたとおりでございますが、発達障害の児童は増えているというか、我々の理解が深まってきたことに伴い、個々の児童の特性に合った対応が必要になってきていることに、現場が苦慮しているというのが実情でございます。市教育委員会といたしましては、学校から聞き取りを行い、サポートが必要な児童が多い学校に、教室の中に入って支援する学校教育支援員を配置していますが、限られた人数で行っていることもあり、全ての学校には配置できていないのが現状でございます。

また、教員が特別支援の教育講座の研修を受けることも平成19年度から取り組んでいるところでありますが、やっではいるが、なかなか追いつかないのが実情かなというところではあります。

委員

今後ともよろしく願いたします。

議長

他になければ、これで議長を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

7 その他

事務局（渡会課長補佐）

櫻井委員長、協議事項と報告事項の進行、どうもありがとうございました。
他に何か皆様からございますか。

8 閉会

事務局（渡会課長補佐）

それでは、閉会にあたりまして、この審議会は前段でも申し上げましたとおり、子ども子育て会議も兼ねており、来年度も引き続き支援事業計画の見直し等の協議事項がありますので、委員の皆様方からは、引き続きよろしく願いたしたいと思います。

それでは、これをもちまして平成28年度の鶴岡市児童福祉審議会を終了いたします。
お疲れ様でした。ありがとうございました。皆様、お気をつけてお帰りください。

～午後3時15分終了